

## 令和元年度

### 「職長・安全衛生責任者教育」のご案内

URL : <http://kensaibou-fukushima.jp/> (各講習計画の詳細を掲載中)

〒960-8061 福島市五月町4-25  
建設業労働災害防止協会福島県支部  
TEL:(024)522-2266  
FAX:(024)522-4513

厚生労働省では安全衛生責任者の資質の向上を図るために、安全衛生責任者に対する安全衛生教育制度を設け、労働基準局長通達を发出されているところです。(平成12年3月28日付け基発第179号「建設業における安全衛生責任者に対する安全衛生教育の推進について」、平成13年3月26日付け基発第178号「一部改正について」)さらに、平成18年4月からは労働安全衛生法改正により、「職長教育」の講習科目にリスクアセスメントに関する科目が追加され、カリキュラムが大幅に改正されました。

建設業は他の産業と異なる面が多く、例えば、現場単位の総括管理下における重層下請けが多くあり、現場内で各下請け安全衛生責任者を選任しなければいけません。現場代理人、安全衛生責任者、そして職長と兼任している場合が多く、また、作業主任者も兼任している可能性もあります。

職長・安全衛生責任者教育には、労働安全衛生関係法令、安全衛生計画、現地KYヒューマンエラー、ヒューマンファクター等を含んでおり、現実に即応した知識教育技法として、特に実践に向けた内容となっております。

当支部では、厚生労働省指針に従い労働安全衛生法第60条に基づく「職長教育」及び「安全衛生責任者に対する安全衛生教育」の両方の内容を満たす教育として、下記によりこの教育を実施いたします。

#### 1 講習日時・会場・受付期間

開催月		講習日・会場	申込開始日	申込締切日
7月	開催日	4日(木)～5日(金)	5月20日(月)	6月21日(金)
	場所	郡山建設会館 郡山市台新一丁目33-5		
R2 1月	開催日	28日(火)～29日(水)	11月27日(水)	12月26日(木)
	場所	福島県建設センター 福島市五月町4-25		

※講習時間

1日目：8：45～16：45

2日目：8：45～16：45

#### 2 受講対象者

建設業における次の者とする。

- (1) 現在、職長及び安全衛生責任者に選任されて間もない者。
- (2) 現在、職長又は安全衛生責任者のいずれかに選任されて間もない者。
- (3) 近い将来、職長及び安全衛生責任者として選任される予定の者。
- (4) 近い将来、職長又は安全衛生責任者のいずれかに選任される予定の者。

#### 3 講習科目・時間

講習科目	講習時間
職長等及び安全衛生責任者の役割 建設業の労働災害の現状	1.5時間
作業員に対する指導及び教育の方法	1.0時間
危険性又は有害性等の調査と低減措置等	6.0時間
職長・安全衛生責任者が行う安全施工サイクル	3.0時間
関心の保持と創意工夫を引き出す方法	1.0時間
異常時・災害発生時における措置	1.5時間
合計	14.0時間

#### 4 受講料（受講料、教材費には、消費税含む。）

受講料	
受講料	14,040 円
教材費	2,060 円
合計	16,100 円

※ 令和元年10月以降は消費税の変更により、受講料も改定する予定です。

#### 5 修了証

所定の全科目を受講した方には、「職長・安全衛生責任者教育修了証」を交付します。

#### 6 定員

申込み順で、各開催定員50名とします。定員になり次第締切りますので、申込みの際には当協会に問い合わせの上申込み下さい。なお、申込者が少ない場合は講習会を中止することもあります。

#### 7 受講申込み方法、手続き（電話申込みの場合）（Webでも申込みできます。）

##### (イ) 受講申込み手続き

受講を希望される方は下記順序にて、申込み締切日までに手続きを完了して下さい。手続き未了の場合は受講できませんのでご注意ください。

- ① 申込み 電話で（Fax不可）建設業労働災害防止協会福島県支部（以下「建災防福島県支部」という。）へ申し込んで下さい。  
受付時間 8:30～12:00 13:00～17:00
- ② 受講申請書送付 受講申請書及び受講票に記入・押印、顔写真（縦3.0cm×横2.4cm）3枚を貼付し、82円切手を貼った長形3号の返信用封筒と併せて、郵送にて建災防福島県支部へ送付してください。
- ③ 振込案内書送付 建災防福島県支部は、申請書の内容等を確認のうえ、受講票と銀行振込の案内書を返信用封筒に同封し、受講者へ郵送します。  
※受講申請書を建災防福島県支部へ郵送後、1週間経っても受講票が届かない場合は、連絡をお願いします。
- ④ 受講料振込 受講者は受講料を指定された日までに振り込んでください。  
・振込手数料はご負担願います。  
・銀行振込の受領書をもって領収書に代えさせていただきます。
- ⑤ 申込み完了 振込の入金確認をもって申込み完了となります。

##### (ロ) 受講申請書及び受講票の記載について

上記受講申請書及び受講票の所定の欄に記入押印及び写真（ポラロイド、カラーコピーは不可）3枚をのり付けし、未記入箇所がないか確認してから、受講票及び振込案内書を郵送するための返信用封筒と併せて建災防福島県支部へ郵送して下さい。（返信用封筒の詳細については、上記(イ)②を参照。）

（この申請書の氏名・生年月日等の各項目は、法令で記入することが定められています。誤りのないよう正確に記入して下さい。なお、記入して頂いた内容はこの技能講習以外では一切使用いたしません。）

#### 8 その他（注意事項）

- ① 受講当日、本人の確認をしますので、必ず顔写真付きの本人が確認できる書面（運転免許証等）を持参して下さい。
- ② 遅刻、または受講中に離席された場合は失格となり、修了証は交付されません。
- ③ 欠席の場合は受講料は返還いたしません。受講取消（受講料の返還）は申込締切日までは応じますが、それ以降は如何なる理由でも応じられません。  
受講資格のある代わりの方を受講させることは可能です。変更があった場合は、当協会にご連絡下さい。  
また、欠席の場合は、次の月にスライドはできません。
- ④ テキストは講習の際にお渡しします。午前8時40分までに着席願います。

## 講習会申込みから受講までの流れ（全講習同じ）

- ①申込受付開始日の午前8時30分以降に、建設業労働災害防止協会福島県支部（以下建災防福島県支部）に電話で受講申込みの受付をしてください。
  - ・建災防福島県支部では人数を確認し受講の受付を行います。
- ②建災防福島県支部のホームページ等から受講申請書をダウンロードし、「受講申請書」を作成してください。
  - ・受講申請書に貼付する写真はカラーコピー不可
- ③受講申請書及び受講票に記入・押印、顔写真（縦3.0cm×横2.4cm）3枚を貼付し、82円切手を貼った長形3号の返信用封筒と併せて、郵送にて建災防福島県支部へ送付してください。
  - ・建災防福島県支部で申請内容を確認のうえ、受講票と銀行振込の案内書を返信用封筒に同封し、受講者へ郵送します。
- ④送付された銀行振込先に受講料を指定された日までに振り込んでください。
  - ※振込指定日までに振込がなされていない場合は受講をキャンセルしたものとさせていただきます。
- ⑤受講当日、本人の確認をしますので、**受講票と顔写真付きの本人が確認できる書面（運転免許証等）**を持参してください。
  - ※本人が確認できない場合は受講できません。